

第6章 行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第3号)

景観法第8条第2項第3号に規定する良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めま  
す。

1. 景観形成基準

1-1 建築物及び工作物

■景観形成基準 (建築物及び工作物)		
エリア共通	位置等	<p><b>建物の配置や規模は、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 微地形に調和する配置に配慮します。</li> <li>・ 公共の場所（道路、公園、河川など）から、可能な限り建物壁面の後退に努め、公共空間や歩行者に圧迫感をあたえないように配慮します。</li> <li>・ 樹林地沿いでは、自然な緑を活かした配置や規模に努め、公共性の高い場所からの見え方（緑の稜線と調和）に配慮します。</li> <li>・ 自走式立体駐車場は、公共の場所（道路、公園、河川など）から、望見できない位置に設けるよう努めます。</li> <li>・ 駐車場出入口は集約化し、街並みの連続性や安全性に配慮します。</li> </ul> <p><b>歴史的・文化的な資源に配慮した位置とします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、建物の配置に配慮します。</li> <li>・ 歴史的・文化的な資源から後退するなど、ゆとりのある空間構成に努めます。</li> </ul>
	形態意匠	<p><b>都市に統一感を与える色彩とします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物及び工作物の外観における基調となる色は、コーラルホワイトを中心とした暖かみのある淡い色（別表）とする。</li> </ul> <p><b>周辺の景観と調和した形態意匠とします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹林地沿いでは、勾配屋根など地形や緑と融和した形態意匠に配慮します。</li> <li>・ 視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、形態意匠や設備等の修景などに配慮します。</li> <li>・ モノレール沿線では、長大な外壁は分節化するなど、モノレール車窓から主要な緑や首里城が見えるように配慮をします。</li> <li>・ モノレール沿線では、モノレール車窓からの見え方にも配慮します（調和する形態・色彩、壁面・屋上・ベランダの緑化、勾配屋根など）。</li> <li>・ 河川沿いでは、対岸から見て伸びやかで広がりのある眺望景観を確保するために、スカイラインや緑と調和する形態意匠に配慮します。</li> <li>・ 自走式立体駐車場は、道路・敷地境界沿いへのルーバー等の設置や樹木、生垣等の植栽で、構造物の過半が直接露出しない修景に努めます。</li> <li>・ 屋外設備（ゴミ置場、物干し施設を含む）は、露出させないようにします。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなど、景観に配慮するよう努めます。</li> </ul>

エリア共通	素材	<p><b>周辺景観と調和した素材を使用します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸透性のある舗装材の利用に努めます。</li> <li>・ 耐久性や維持管理に優れた素材を用いるよう努めます。</li> <li>・ 修景された歩道沿いでは、外構の舗装と歩道との連続性に配慮します。</li> <li>・ 樹林地沿いでは、外壁に自然素材を使用する、あるいは壁面や屋上の緑化など、周囲の緑との融和に努めます。</li> </ul> <p><b>歴史・文化や地域性を表す形態・意匠・素材等を積極的に活用します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史・文化や地域性をあらわす素材（赤瓦、琉球石灰岩、焼き物等）の効果的な活用に努めます。</li> </ul>
	緑化等	<p><b>敷地内・境界・壁面・屋上の緑化など、周辺景観と調和した修景をします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内、特に道路からの建物壁面後退部においては、積極的に緑化に努めます。</li> <li>・ 屋外駐車場は、高木の植栽による緑陰づくり等、積極的に緑化（緑陰樹、パーゴラ、芝ブロック等）に努めます。</li> <li>・ 河川や海に面した敷地においては、河川や海辺の緑と一体的な緑化に努めます。</li> <li>・ 敷地内の既存のまとまった緑地や老木等景観資源の活用に努めます。</li> </ul> <p><b>塀等は、修景に努めます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀・柵等は、低く抑えるように努めます。</li> <li>・ 沿道の塀・柵等は、生垣や緑化、可視性の高いフェンス等の使用に努めます。</li> </ul> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄塔類の立地は、できるだけ大規模にならないよう、また目立たないよう工夫します。</li> <li>・ 擁壁は、自然石（琉球石灰岩など）の使用や、化粧型枠による仕上げを行い、あわせて周辺の緑化に努めます。</li> <li>・ 高い擁壁は、勾配を持たせる、あるいは雛段状に分節化するなど、圧迫感を軽減させます。</li> </ul>
首里歴史エリア・ 識名歴史エリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根は、歴史的景観を創出するため、勾配屋根・赤瓦葺とするよう努めます。</li> <li>・ 囲い石垣は、伝統的な琉球石灰岩の使用など、沖縄の歴史・伝統的な修景に努めます。</li> <li>・ その他の垣・柵は、生垣やチニブ（竹）垣など伝統的な様式を活かします。</li> <li>・ 歴史的・伝統的な景観を際立たせるため、さらなる緑化を推進します。</li> </ul>
首里歴史エリア		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の最高高さは 15m 以下とします。 ※用途地域で高さ規制のない地域</li> </ul>
首里金城重点地区 龍潭通り重点地区 壺屋重点地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画における景観形成基準（全エリア共通、並びに首里金城地区及び龍潭通り地区においては首里歴史エリア）を適用します。</li> </ul>

※建築物の最高高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項）からの高さとする。

※首里金城重点地区、龍潭通り重点地区及び壺屋重点地区においては、那覇市都市景観条例によって、都市景観形成地域の景観形成基準が適用されます。